

議案第 4 4 号

飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について

飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

飛驒農業共済事務組合理約の一部を改正する規約

飛驒農業共済事務組合理約（平成2年岐阜県指令飛総第2192号）の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「農業共済事業」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

飛騨農業共済事務組合同規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業災害補償法</u> (昭和22年法律第185号) に基づく <u>農業共済事業</u> に関する事務を共同処理する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、<u>農業保険法</u> (昭和22年法律第185号) に基づく <u>農業共済事業及び農業経営収入保険事業</u> に関する事務を共同処理する。</p> <p>以下 略</p>

飛騨農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約（案） 要旨

1 改正の趣旨

農業災害補償法の改正に伴う改正

2 改正の内容

農業経営の安定を図るため、従来の農業共済事業に加え、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業を創設するなどの措置を講じるための改正を行うもの。

3 議決の根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項に規定する一部事務組合の規約の変更に関し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

4 施行日 知事の許可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。